

寝屋川市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、寝屋川市（以下「市」という。）の資産等を広告媒体として、民間企業等の広告を掲載する事業について必要な事項を定め、もって財源の確保と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体の定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次の各号に掲げるもので、広告の掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の印刷物及び刊行物
- (2) 市のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の財産であって、広告媒体として活用できると認められるもの

(基本的な考え方)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもので市民に不利益を与えないものでなければならず、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を有するものであることを要する。

(広告掲載の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公共性、中立性及び市の品位を損なうもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 第三者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は営業行為に該当しない個人の宣伝に係るもの
- (6) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (9) 市が進める施策・計画を阻害するおそれがあるもの

- (10) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

2 前項各号に定めるものの詳細な基準及び前項に定めるもの以外の広告媒体への掲載を認める広告に関する基準は、別に定める。

(要領の制定)

第5条 広告媒体を所管する部局の長（以下「担当部長」という。）は、広告媒体の種類及び広告の規格、掲載位置、掲載期間その他広告掲載を行う際に必要な事項について記載した要領を制定するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告の募集に要する経費、類似広告の市場価格等を勘案し、担当部長が決定する。

(募集方法)

第7条 広告の募集は、原則として、担当部長が、市の広報紙、ホームページ等により、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募することにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市の区域内（以下「市内」という。）に事業所等を有するもの

3 第1項の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、個別に案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告掲載希望者に対しては、原稿、デザイン案、形状、材質等（以下「仕様」という。）掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、申込書により市に申し込むよう求めるものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 前条の規定による申込書の提出があったときは、第4条及び別に定める基準に基づき、担当部長が掲載の可否を決定する。

- 2 担当部長は、前項に規定する決定を行うに当たり、広告掲載希望者に対し、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。
- 3 同一の広告掲載位置に複数の広告掲載希望者がある場合は、市内に事業所等を有する広告掲載希望者の広告を優先する。
- 4 前項の場合において、市内に事業所等を有する広告掲載希望者が複数いるときは、抽選により当該掲載位置に広告を掲載する者を決定する。
- 5 前2項の規定にかかわらず、担当部長は、必要があると認めるときは、広告媒体の内容又は目的に即した優先順位を設けることができる。

(募集手続等の委託)

第10条 広告の募集事務、広告掲載の適否に係る事項についての調査・検討事務等について、担当部長は、必要があると認めるときは、その能力を有すると認める者に対し、当該事務手続を委託することができる。

(検討機関)

第11条 第9条第1項に規定する決定を行うに当たり疑義が生じた場合は、担当部長は、その決定についての参考意見を求めることができる。

- 2 前項に規定する参考意見を検討し、報告するために、広告掲載検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 3 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 経営企画部企画三課の課長
 - (2) 経営企画部企画四課の課長
 - (3) 人・ふれあい部人権文化課の課長
 - (4) 総務部総務課の課長（課長が2人以上いるときは、法規に関する事務を担当する者）
 - (5) 市民生活部消費生活センター所長
 - (6) 教育委員会事務局学校教育部教育政策総務課の課長
- 4 委員会に、委員長を置き、前項第2号に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 委員会の会議は、委員長が必要があると認める都度、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、経営企画部企画四課において処理する。

(決定通知)

第 14 条 担当部長は、広告の掲載を決定したときは掲載決定通知書により、広告の非掲載を決定したときは非掲載決定通知書により広告掲載希望者に通知しなければならない。

(目的外使用許可)

第 15 条 前条に規定する掲載決定通知書を受けた者(以下「広告掲載者」という。)において、当該広告媒体について行政財産の目的外使用許可を必要とする場合には、担当部長は、広告掲載者に当該許可を与えたものとみなすことができる。この場合において、当該行政財産の目的外使用許可に係る使用料を免除することができる。

(広告掲載料の納付等)

第 16 条 広告掲載者に対しては、広告掲載料を担当部長の指定する期日までに、一括で前納するよう求めるものとする。ただし、担当部長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

(広告掲載者の責任等)

第 17 条 担当部長は、広告掲載者に対しては、次の各号に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。

- (1) 法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載者が負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、広告掲載者自らの責任で解決すること。
- (3) 広告を掲載する権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 掲載する広告に関する財産権の権利処理を完了していること。

(広告媒体の寄附等)

第 18 条 担当部長は、広告掲載者が自ら作成した広告媒体の寝屋川市への寄附は、これを受け付けないことができる。

(決定の取消し)

第 19 条 担当部長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載に係る決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が、この要綱又はこの要綱に基づく基準若しくは要領に反したとき。
- (2) 広告掲載者が、この要綱又はこの要綱に基づく基準若しくは要領に基づく指示に従わないとき。
- (3) 広告掲載者が、指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適切でないと認めたとき。

(広告の撤去等)

第 20 条 担当部長は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認める場合には、広告の撤去又は削除を求めるものとする。

- (1) 広告掲載者が、広告の掲載期間満了後においても広告を撤去しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲載に係る決定を取り消された広告掲載者が、広告を撤去しないとき。
- (3) 広告掲載者が、破産、解散等により事業を実施することが不可能となったとき。

2 前項の広告の撤去又は削除に要した経費は、広告掲載者に求めるものとする。

(文書等の様式)

第 21 条 この要綱に定める文書等の様式は、担当部長が定める。

(委任)

第 22 条 この要綱の施行について必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 17 日から施行する。